英語検定料の補助

▼問合せ　教育委員会事務局
☎62－0823

町では、生徒の語学力及び学習意欲の向上を図るとともに保護者負担を軽減するため、英語検定の検定受検料に対し補助金を交付しています。

【補助対象】
- 町立中学校に在籍する生徒の保護者
- 町内に住所があり、かつ町内外の中学校または義務教育学校の後期課程に在籍する生徒の保護者

【補助対象経費】
公益財団法人日本英語検定協会主催の「実用英語技能検定」受検料

【補助額】　受検料の1／2
※当該年度1回を限度

【交付申請の方法】
①学校で受検し、学校を通じて申請する場合
在籍する学校長に委任状を提出してください。
②個人で申し込み、申請する場合
申請書に記入の上、受検をしたことがわかる書類の写し（受検票、領収書等）を添えて、教育委員会事務局に提出してください。

【申請期限】　令和3年2月26日（金）
※詳細はお問い合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

狩猟免許取得費用の補助

▼問合せ　農政課
☎59－6671

近年、イノシシ及びニホンジカによる農作物被害報告や住宅近辺での目撃情報が寄せられています。一方、捕獲の担い手は、高齢化により不足している状況です。

担い手不足を解消するため、狩猟免許取得（わな猟）に係る費用の一部を補助します。

なお、補助を受けて狩猟免許を取得いただいた方には、町の有害鳥獣捕獲にご協力いただきます。

※イノシシ及びニホンジカの捕獲は、狩猟免許及び町からの許可がないと行えません。

【補助対象】　狩猟免許試験料（わな猟）
健康診断書作成料
事前講習会受講料

【補助額】　半額補助

埼玉県狩猟免許試験　検索

「愛の募金運動」にご協力を

▼問合せ　健康いきいき課
☎62－0716

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会では、「社会を明るくする運動」として期間中に「愛の募金運動」を行っています。

愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力をお願いします。

蚊を介する感染症の予防対策

▼問合せ
▽蚊媒介の感染症に関すること
県　保健医療政策課
☎048－830－3557
▽蚊の防除に関すること
県　生活衛生課
☎048－830－3606

これから蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をとることが重要です。

屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

○住まいの周囲に蚊を増やさないようにしましょう。

蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

※蚊の活動は概ね10月下旬ごろで終息します。これらの対策は10月下旬ごろまでを目安に行いましょう。

今年のサマージャンボ宝くじ 1等・前後賞合わせて7億円！

▼問合せ　総務課
☎62－2151

【サマージャンボ】
1等　5億円×21本
前後賞各　1億円×42本
（発売総額630億円・21ユニットの場合）

【サマージャンボミニ】
1等　1、000万円×80本
（発売総額240億円・8ユニットの場合）

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

発売期間
7月14日（火）～8月14日（金）
抽せん日　8月21日（金）

嵐山小川インターチェンジ周辺地域乱開発抑止基本方針の策定

▼問合せ　企業支援課
☎62－0720

関越自動車道嵐山小川インターチェンジ周辺には、豊かな自然環境、田園風景が広がっており、武蔵野の原風景ともいえる地域を形成しています。

このような中、高速道路ネットワークが充実し、インターチェンジ周辺では開発ポテンシャルが一層高まっており、町では地域活性化を図るため企業誘致の取組みを推進しています。

一方、インターチェンジ周辺では資材置場や残土置場などが複数入り乱れて立地する、いわゆる乱開発が懸念されています。

そこで、町では緑豊かで美しい環境を地域の財産として次世代へ引き継ぐため、町が取り組むべき総合的な乱開発抑止の指針として、基本方針を策定しました。

基本方針は町ホームページをご覧ください。

都市計画案の縦覧

▼問合せ　まちづくり整備課
☎62－0721

都市計画の変更案を作成するにあたり、原案を縦覧し意見を求めます。

○東松山都市計画道路変更の原案
縦覧内容　都市計画道路平沢川島線の一部・月輪川島線の一部の都市計画決定の変更（線形の変更）についての原案（むさし台三丁目～大字川島字沼下、大字川島字沼下～大字川島字屋田）
縦覧期間　7月6日（月）～20日（月）（土日を除く8時30分～17時15分）
縦覧場所　まちづくり整備課

○意見書の提出及び公述の申し出
対　象　都市計画道路平沢川島線・月輪川島線の土地所有者及び利害関係人
提出先　まちづくり整備課
提出期限　7月27日（月）　17時15分まで（期日必着）

○公聴会の開催
日　時　8月4日（火）　10時～
場　所　役場町民ホール
※申し出がない場合、公聴会は中止
※原案は町ホームページでもご覧になれます。

耐震診断・耐震改修の補助

▼問合せ　埼玉県建築安全課
☎048－830－5527

県では昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する建物で一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助します。

アスベスト対策の補助

▼問合せ　埼玉県建築安全課
☎048－830－5525

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査、及び吹付けアスベストの除去等工事の費用を補助します。

野焼きは禁止されています

▼問合せ　環境課
☎62－0719

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、禁止されています。一般家庭から出るごみは、ごみ・資源分別収集カレンダーに従って分別し、適正に処分してください。

野焼き禁止の例外
例外行為であっても、焼却される場合は火災に十分注意しその場を離れないことに加え、周囲に配慮して苦情が出ないように努めてください。
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

※廃プラスチック（農業用ビニール等）の焼却は含まれません。
- たき火その他、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの。

やむを得ず軽微な焼却をする場合
- 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
- 風向きや強さ、時間帯を考慮する。
- ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする。

などの配慮が必要となります。

毎週土曜日 納税相談を行います

▼問合せ　税務課
☎62－2153

納期限内での納付が困難な場合に、その方の事情に合わせた納付方法についてご相談に応じます。必要な方は、早めに税務課へご相談ください。

時　間　8時30分～12時
場　所　役場税務課
※平日の業務時間中も納税相談を行っています。